

石川県公報

平成 26 年 7 月 29 日

第 1 2 7 1 8 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

訓 令			
○石川県農業共済組合検査規程の一部改正 (農業政策課)	1	○県指定火打谷鳥獣保護区火打谷特別保護地区の指定の案の縦覧公告 (同)	3
告 示		○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4
○救急病院となる申出の撤回 (地域医療推進室)	2	○県有財産売払入札公告 (建築住宅課)	4
○救急病院の認定 (同)	2	公安委員会	
○石川県収納代理金融機関の指定の一部改正 (出納室)	2	○年少射撃資格講習会	9
公 告			
○県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区の指定の案の縦覧公告 (自然環境課)	2		

訓 令

石川県訓令第10号

農 林 水 産 部

石川県農業共済組合検査規程 (昭和43年石川県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の見出し中「主旨」を「目的」に改め、同条中「本旨」を「目的」に改める。

第7条の見出し中「実施」を「原則」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、検査の実効性を確保するため必要と認められる場合は、この限りでない。

第9条第1項中に次のただし書を加える。

ただし、検査の一環として支所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(農林水産大臣との連携)

第十七条 組合において、法令、法令に基づいてする行政処分、定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合又は農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他知事が検査の実施に当たって農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、知事は、相互連携の取組を更に徹底する観点から、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(取引先その他の照査)

第十三条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは加入者、取引先、退任(職)した役員若しくは職員又はその他の関係者に対し、個人情報保護等に十分に配慮した上で、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示**石川県告示第349号**

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	撤回年月日
N T T 西 日 本 金 沢 病 院	金沢市下新町6番26号	平成26年6月30日

石川県告示第350号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
社会医療法人財団董仙会 恵寿金沢病院	金沢市下新町6番26号	平成26年7月1日	平成29年6月30日

石川県告示第351号

石川県収納代理金融機関の指定（昭和39年石川県告示第405号）の一部を次のように改正し、平成26年5月7日から適用する。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表株式会社みずほ銀行の項中「東京都千代田区丸の内1丁目」を「東京都千代田区大手町1丁目」に改める。

公 告**県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区の指定の案の縦覧公告**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、当該特別保護地区に係る名称、区域及び存続期間並びに当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を平成26年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、当該指針案について、知事に意見書を提出することができる。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 特別保護地区の名称

県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区

2 特別保護地区の区域

加賀市上水道総合センターを起点とし、同所から耕地界を北に進み市道第B109号線との交点に至り、同所から当該市道を東に150m進み同所から尾根線上を南東に進み別所との字界に至り、同所から西に150m進み同所から尾根線上を北西に進み耕地界に至り、同所から耕地界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、加賀市東部に位置する低山帯で、マツ、スギを中心にナラ、クヌギなどの食餌植物が群生し、ヒヨドリ、メジロ、カワラヒワ、カラ類等の里山に見られる留鳥のほか、繁殖期にはキビタキ、アオジ等の野鳥が多数生息している。したがって、鳥獣の生息、繁殖のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(3) 管理方針

当該区域は、昭和44年から現在まで県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。引き続き特別保護地区に指定し、保護環境を保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

なお、区域周辺では、ツキノワグマの出没やイノシシによる農業被害が見られることから、住民に対し防除方法を普及啓発するとともに、石川県特定鳥獣保護管理計画に基づいて個体数調整および有害鳥獣捕獲を実施する。

5 縦覧場所

石川県環境部自然環境課及び石川県南加賀農林総合事務所管理部企画調整室

県指定火打谷鳥獣保護区火打谷特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、当該特別保護地区に係る名称、区域及び存続期間並びに当該特別保護地区の保護に関する指針の案(以下「指針案」という。)を平成26年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、当該指針案について、知事に意見書を提出することができる。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 特別保護地区の名称

県指定火打谷鳥獣保護区火打谷特別保護地区

2 特別保護地区の区域

羽咋郡志賀町火打谷地内の町道林業場線と町道梨谷小山牧山線との交点を起点とし、同所から町道梨谷小山牧山線を西南に進み県有地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み仏木川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み通称しもく谷川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み町道梨谷小山牧山線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで(20年間)

4 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、能登半島の中心に位置する丘陵地帯で、雑木林及びスギ等の植林地からなり、また、区域内にある石川県緑化センターには、展示林として食餌植物が植樹されており、野生鳥獣の生息に適した区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、渡り鳥の保全を図るものである。

(3) 管理方針

静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、地域住民の自然とのふれあいの場、子供たちの環境教育・学習の場としての活用を図る。

5 縦覧場所

石川県環境部自然環境課及び石川県中能登農林総合事務所管理部企画調整室

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画地区計画 (野々市市柳町地区)	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件

(1) 物件1

ア 物件所在地 河北郡内灘町白帆台1丁目358番ほか59筆

イ 地目 宅地

ウ 地積 15,742.99㎡（明細は別表1のとおり）

(2) 物件2

ア 物件所在地 河北郡津幡町井上の荘1丁目2番1ほか64筆

イ 地目 宅地

ウ 地積 18,691.90㎡（明細は別表2のとおり）

2 入札及び開札の日時及び場所

(1) 物件1

ア 日時 平成26年8月28日(木)午前10時00分

イ 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎 1611会議室(16階)

ウ 開札 入札後、即時開札

(2) 物件2

ア 日時 平成26年8月28日(木)午後2時00分

イ 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎 1611会議室(16階)

ウ 開札 入札後、即時開札

3 現地説明(入札契約説明含む)の日時及び場所

(1) 物件1

ア 日時 平成26年8月7日(木)午前11時00分

イ 場所 河北郡内灘町白帆台1丁目215番地 白帆台公民館

(2) 物件2

ア 日時 平成26年8月7日(木)午後2時00分

イ 場所 河北郡津幡町井上の荘1丁目106番地 井上の荘集会所

(3) 現地説明への参加を希望する者は、事前に電話で申込みを行わなければならない。

申込先 石川県土木部建築住宅課 電話番号 076-225-1777

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をいずれも満たしている者

(1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者であること。

(※共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。)

- (2) 建築工事業に関して建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。
(※共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。)
- (3) 次に掲げる条件のいずれかにより、売買物件(本件入札により購入した物件をいう。以下同じ。)を第三者に譲渡するもの。
ア 売買物件を自ら取得したうえで、住宅等(各地区の地区計画に規定する建築物。以下同じ。)を建築し、譲渡すること。
イ 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。
- (4) 県内に営業所を有する者であること。
(※共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上は、県内に主たる営業所を有する者)
- (5) 平成23年4月1日から平成26年3月31日までに、石川県内において、40件以上の新築住宅に係る建築請負又は販売の契約実績を有する者であること。ただし、両物件とも入札に参加する場合は、80件以上の契約実績を有する者であること。
共同企業体の場合は、以下の条件のいずれも満たしていること。
ア 構成員全体で40件以上の契約実績を有すること。ただし、両物件とも入札に参加する場合は、80件以上の契約実績を有する者であること。
イ (1)又は(2)に該当する構成員が5件以上の契約実績を有すること。ただし、両物件とも入札に参加する場合は、更に5件の契約実績を有する者であること。
- (6) 売買物件を5年以内に販売する計画を有する者であること。(両物件とも入札に参加する場合は、物件毎に計画を有する者であること。)
(※共同企業体の場合は、各構成員の資格・能力に応じて現実的に販売できるような計画を立てること。)
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者ではないこと。
(※共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。)
- (8) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者ではないこと。
(※共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。)
- (9) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
(※共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。)
ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 共同企業体の場合は、次の事項を全て満たすものであること。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
ア 石川県との当該売買契約に定める義務について、連帯して責任を負うことができる者であること。
イ 入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付又は返還並びに入札及び石川県との協議など、入札参加物件の売買に係る一切の行為は、代表者が代表して行わなければならないこと。
ウ 代表者の変更若しくは構成員の加入又は脱退は、認められないこと。

5 入札案内書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成26年7月29日(火)から同年8月19日(火)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 交付場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎16階

石川県土木部建築住宅課

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県土木部建築住宅課まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

平成26年8月19日(火)午後5時(郵送の場合は簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者が提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 契約方法及び売買代金の納付

ア 県との当該売買契約は、第三者のためにする契約として締結する。

イ 契約締結の日から5年以内の間において、引渡しを受けようとする区画毎の売買代金を納付することとする。

ただし、契約締結の日から5年後までに売買代金全額を納付することを要する。

(6) 所有権の移転等

所有権は、区画毎の売買代金が納付された後に、「契約者(落札後、県との間で売買契約を締結した者をいう。以下同じ。)による所有権移転先の指定」及び「所有権の移転先(所有権移転先として指定された者。以下同じ。)による当該区画の所有権移転を受ける旨の意思表示」があった日に、県から、所有権の移転先へ直接移転するものとする。

なお、契約者は、この所有権移転に係る登記が完了しない限り、当該区画において住宅等の建築に着手することができないことに留意を要する。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課 電話番号 076-225-1777

別表 1

一般競争入札に付す物件明細

物件 1

番号	所 在 地	財産区分	地目	地積 (㎡)
1	河北郡内灘町白帆台1丁目358番	土地	宅地	249.39
2	河北郡内灘町白帆台1丁目359番	土地	宅地	253.08
3	河北郡内灘町白帆台1丁目360番	土地	宅地	252.83
4	河北郡内灘町白帆台1丁目361番	土地	宅地	251.63
5	河北郡内灘町白帆台1丁目362番	土地	宅地	252.97
6	河北郡内灘町白帆台1丁目363番	土地	宅地	254.82
7	河北郡内灘町白帆台1丁目366番	土地	宅地	251.02
8	河北郡内灘町白帆台1丁目376番	土地	宅地	248.73
9	河北郡内灘町白帆台1丁目377番	土地	宅地	249.64
10	河北郡内灘町白帆台1丁目378番	土地	宅地	247.72

11	河北郡内灘町白帆台 1 丁目379番	土地	宅地	250.18
12	河北郡内灘町白帆台 1 丁目385番	土地	宅地	257.98
13	河北郡内灘町白帆台 1 丁目386番	土地	宅地	254.51
14	河北郡内灘町白帆台 1 丁目392番	土地	宅地	247.50
15	河北郡内灘町白帆台 1 丁目393番	土地	宅地	247.45
16	河北郡内灘町白帆台 1 丁目394番	土地	宅地	252.62
17	河北郡内灘町白帆台 1 丁目395番	土地	宅地	256.05
18	河北郡内灘町白帆台 1 丁目396番	土地	宅地	255.72
19	河北郡内灘町白帆台 1 丁目397番	土地	宅地	260.34
20	河北郡内灘町白帆台 1 丁目398番	土地	宅地	256.56
21	河北郡内灘町白帆台 1 丁目399番	土地	宅地	256.47
22	河北郡内灘町白帆台 1 丁目400番	土地	宅地	262.98
23	河北郡内灘町白帆台 1 丁目406番	土地	宅地	223.82
24	河北郡内灘町白帆台 1 丁目423番	土地	宅地	260.98
25	河北郡内灘町白帆台 1 丁目424番	土地	宅地	270.61
26	河北郡内灘町白帆台 2 丁目45番	土地	宅地	290.44
27	河北郡内灘町白帆台 2 丁目52番	土地	宅地	289.22
28	河北郡内灘町白帆台 2 丁目84番	土地	宅地	284.67
29	河北郡内灘町白帆台 2 丁目86番	土地	宅地	259.89
30	河北郡内灘町白帆台 2 丁目105番	土地	宅地	280.33
31	河北郡内灘町白帆台 2 丁目106番	土地	宅地	281.43
32	河北郡内灘町白帆台 2 丁目107番	土地	宅地	281.56
33	河北郡内灘町白帆台 2 丁目110番	土地	宅地	260.07
34	河北郡内灘町白帆台 2 丁目119番	土地	宅地	270.93
35	河北郡内灘町白帆台 2 丁目135番	土地	宅地	254.26
36	河北郡内灘町白帆台 2 丁目137番	土地	宅地	277.16
37	河北郡内灘町白帆台 2 丁目138番	土地	宅地	327.11
38	河北郡内灘町白帆台 2 丁目142番	土地	宅地	307.51
39	河北郡内灘町白帆台 2 丁目154番	土地	宅地	256.67
40	河北郡内灘町白帆台 2 丁目160番	土地	宅地	256.68
41	河北郡内灘町白帆台 2 丁目162番	土地	宅地	255.18
42	河北郡内灘町白帆台 2 丁目164番	土地	宅地	256.44
43	河北郡内灘町白帆台 2 丁目165番	土地	宅地	253.27
44	河北郡内灘町白帆台 2 丁目166番	土地	宅地	253.15
45	河北郡内灘町白帆台 2 丁目170番	土地	宅地	271.09
46	河北郡内灘町白帆台 2 丁目171番	土地	宅地	267.39
47	河北郡内灘町白帆台 2 丁目172番	土地	宅地	267.61
48	河北郡内灘町白帆台 2 丁目173番	土地	宅地	297.75
49	河北郡内灘町白帆台 2 丁目176番	土地	宅地	245.32
50	河北郡内灘町白帆台 2 丁目177番	土地	宅地	311.54
51	河北郡内灘町白帆台 2 丁目178番	土地	宅地	281.98
52	河北郡内灘町白帆台 2 丁目469番	土地	宅地	257.23
53	河北郡内灘町白帆台 2 丁目471番	土地	宅地	257.66
54	河北郡内灘町白帆台 2 丁目477番	土地	宅地	254.28
55	河北郡内灘町白帆台 2 丁目478番	土地	宅地	257.63
56	河北郡内灘町白帆台 2 丁目479番	土地	宅地	257.78
57	河北郡内灘町白帆台 2 丁目480番	土地	宅地	257.76

58	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 511 番	土地	宅地	244.46
59	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 513 番	土地	宅地	245.94
60	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 514 番	土地	宅地	246.00
	合 計			15,742.99

別表 2

一般競争入札に付す物件明細

物件 2

番号	所 在 地	財産区分	地目	地積 (㎡)
1	河北郡津幡町井上の荘 1 丁目 2 番 1	土地	宅地	255.20
2	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 10 番	土地	宅地	267.51
3	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 11 番	土地	宅地	270.40
4	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 13 番	土地	宅地	232.95
5	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 19 番	土地	宅地	259.09
6	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 20 番	土地	宅地	259.21
7	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 21 番	土地	宅地	260.86
8	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 22 番	土地	宅地	260.95
9	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 23 番	土地	宅地	260.47
10	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 26 番	土地	宅地	260.51
11	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 27 番	土地	宅地	259.20
12	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 28 番	土地	宅地	258.79
13	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 29 番	土地	宅地	260.61
14	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 58 番	土地	宅地	271.45
15	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 72 番	土地	宅地	283.99
16	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 73 番	土地	宅地	288.07
17	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 74 番	土地	宅地	292.03
18	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 89 番	土地	宅地	258.63
19	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 90 番	土地	宅地	288.35
20	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 93 番	土地	宅地	240.00
21	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 96 番	土地	宅地	318.88
22	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 104 番	土地	宅地	289.49
23	河北郡津幡町井上の荘 3 丁目 147 番	土地	宅地	390.82
24	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 3 番	土地	宅地	246.07
25	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 16 番	土地	宅地	397.18
26	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 43 番	土地	宅地	255.87
27	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 44 番	土地	宅地	300.80
28	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 52 番	土地	宅地	315.84
29	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 67 番	土地	宅地	261.16
30	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 134 番	土地	宅地	369.32
31	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 140 番	土地	宅地	351.19
32	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 141 番	土地	宅地	304.13
33	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 142 番	土地	宅地	277.86
34	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 143 番	土地	宅地	277.51
35	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 144 番	土地	宅地	294.37
36	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 145 番	土地	宅地	283.45
37	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 146 番	土地	宅地	262.96
38	河北郡津幡町井上の荘 4 丁目 155 番	土地	宅地	296.52

39	河北郡津幡町井上の荘4丁目159番	土地	宅地	269.05
40	河北郡津幡町井上の荘4丁目160番	土地	宅地	269.75
41	河北郡津幡町井上の荘4丁目161番	土地	宅地	298.90
42	河北郡津幡町井上の荘4丁目162番	土地	宅地	297.12
43	河北郡津幡町井上の荘4丁目163番	土地	宅地	296.74
44	河北郡津幡町井上の荘4丁目164番	土地	宅地	287.97
45	河北郡津幡町井上の荘4丁目165番	土地	宅地	397.86
46	河北郡津幡町井上の荘4丁目174番	土地	宅地	360.02
47	河北郡津幡町井上の荘4丁目175番	土地	宅地	307.29
48	河北郡津幡町井上の荘5丁目7番	土地	宅地	286.26
49	河北郡津幡町井上の荘5丁目8番	土地	宅地	284.36
50	河北郡津幡町井上の荘5丁目9番	土地	宅地	283.40
51	河北郡津幡町井上の荘5丁目10番	土地	宅地	285.27
52	河北郡津幡町井上の荘5丁目14番	土地	宅地	286.07
53	河北郡津幡町井上の荘5丁目15番	土地	宅地	284.05
54	河北郡津幡町井上の荘5丁目16番	土地	宅地	284.66
55	河北郡津幡町井上の荘5丁目17番	土地	宅地	286.72
56	河北郡津幡町井上の荘5丁目18番	土地	宅地	279.74
57	河北郡津幡町井上の荘5丁目19番	土地	宅地	272.23
58	河北郡津幡町井上の荘5丁目20番	土地	宅地	271.95
59	河北郡津幡町井上の荘5丁目22番	土地	宅地	275.21
60	河北郡津幡町井上の荘5丁目24番	土地	宅地	373.76
61	河北郡津幡町井上の荘5丁目27番	土地	宅地	254.51
62	河北郡津幡町井上の荘5丁目28番	土地	宅地	273.92
63	河北郡津幡町井上の荘5丁目29番	土地	宅地	257.79
64	河北郡津幡町井上の荘5丁目30番	土地	宅地	295.70
65	河北郡津幡町井上の荘5丁目42番	土地	宅地	289.91
	合 計			18,691.90

公 安 委 員 会

年少射撃資格講習会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14の規定による年少射撃資格認定のための講習会を次のとおり開催します。

平成26年7月29日

石川 県 公 安 委 員 会

1 講習会開催の日時及び場所

(1) 開催日時

平成26年8月28日（木）午前9時30分から午後4時まで

(2) 開催場所

金沢市鞍月1丁目1番地

警察本部庁舎3階 302会議室

(3) 受講定員

10名程度

2 講習会の受講申込み及び手数料

- (1) 受講希望者は、8月14日（木）までに、住所地を管轄する警察署へ年少射撃資格講習受講申込書2通、写真2枚と受講手数料を添えてお申し込み下さい。

(2) 手数料は、石川県証紙で、9,700円です。

3 講習会の内容と時間

講習会は、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用方法についての講習を行い、考査を含め合計 5 時間かかります。